

岩手県告示第845号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定に基づく岩手県三陸北沿岸平井賀漁港海岸羅賀地区海岸に係る海岸保全区域の指定を廃止する。

平成27年10月23日

岩手県知事 達 増 拓 也